

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成28年11月25日付け新潟県選挙管理委員会告示第124号の一部を次のとおり改める。

平成29年4月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成29年3月24日

政治団体の名称 塚田一郎後援会

（報告年月日平成28年5月25日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 参議院議員つかだ一郎君激励の集い 〔団体からの対価の支払〕 （株）ナカノアイシステム （株）コム・メディカル エヌシーイー（株） （株）永井工業	400,000 新潟市中央区 240,000 三条市 400,000 新潟市中央区 400,000 長岡市	